

小牧3号井更新設計業務委託

特記仕様書

令和4年度

四日市市上下水道局

第1章 共 通 事 項

第1条 目的

四日市市上下水道局（以下「甲」という）は、現在稼働施設である小牧3号井取水設備、並びに取水井戸全般一式の更新を計画している。

受託者（以下、乙という）は、井戸更新に係る土木工事、配管工事及び、電気設備一式の更新の設計業務（以下「取水施設更新設計」という）一式を委託する。

乙は、本特記仕様書を遵守し遂行すること。

第2条 業務計画書

乙は契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

第3条 疑義

乙は業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は甲と協議し明確にするものとする。

第4条 機密の保持

乙は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

第5条 変更契約

作業の途中において甲の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は乙の負担によりそれを処理する。

第6条 委託業務期間

契約の日より令和5年3月17日限りとする。

第7条 法令等の遵守

乙は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

第8条 提出書類

乙は本業務の着手及び完了にあたり第2章第3条の成果品のほか下記を提出すること。

- 1) 業務着手届
- 2) 業務計画書
- 3) 議事録
- 4) 業務完了届

第9条 技 術 者

乙は本業務の着手にあたり下記のとおり技術者を配置すること。

- 1) 乙は設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め甲に通知するものとする。
- 2) 各工程における担当技術者は同種業務の実務経験を有すること。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第2章 委託業務

第1条 業務項目

- 1) 設計協議
- 2) 現地調査
- 3) 基本条件の確認
- 4) 配置計画
- 5) 水理計算の検討
- 6) 施工方法の検討
- 7) 詳細設計図書の作成
- 8) 審査

第2条 工事設計条件

乙は、本業務の実施に当たって、同水源系取水施設の稼動状況など水源事情を掌握するとともに、既設水道施設と調和する合理的・経済的な施設として設計計画を行わなければならない。また、既設設備改修にあたって発生する機能増設、改造等も実施設計に反映すること。

第1項 計画・検討・積算など

- 1) 計画検討は、水道工事標準仕様書、水道施設設計指針、水道施設更新指針、水道維持管理指針、中小規模水道施設機械・電気設備設計要領、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会などを遵守すること。
- 2) 積算歩掛は、「積算基準(下水道編)三重県土整備部」、「公共建築工事標準単価積算基準(第1編～第5編)」、その他を適用すること。また、使用した歩掛、参考資料、文献及び公式等はその出典等を明記すること。
- 3) 積算に資する専門工事、機器及び材料価格は、適宜複数業者から参考見積を徴収し工事費に反映すること。

第2項 関係官公庁等との協議

乙は、本業務にかかり必要となる法令等を甲に説明し、関係官庁等との協議・調整するとともに、諸手続き及び届出書類等の作成支援をしなければならない。

第3条 設計対象

小牧3号井

- 1) 取水井更新・築造一式
 - (1) 取水井築造(管井戸φ600) 1井
 - (2) 井戸上部構造物築造
- 2) 土木・配管設備一式
 - (1) 構内導水・連絡管・排水管
 - (2) 可とう管・仕切弁等
- 3) 電気設備一式
 - (1) 計装設備(水位計)
 - (2) 配管・配線工事

4) その他一式

外壁・建具・屋根防水・防犯設備・電灯設備・フェンス

なお、ポンプ設備及びプラント電気設備においては既設の設備を流用するものとする。

第4条 業務内容

1) 本設計協議

(1) 初回打合せ

仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、検討事項の内容等）、借用資料等の確認

(2) 中間打合せ

業務作業中に発生する諸条件に関する確認

(3) 最終打合せ

業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い

2) 現地調査

当計画用地周辺の、隣接する住宅、企業に配慮し、工事中の安全・環境対策について現地調査を入念に行い計画に反映すること。

(1) 測量業務

小牧3号井において、以下の測量業務を行う。

4級基準点測量	1点
4級水準測量	0.2km
現地測量	1,004 m ²

(2) 石綿分析業務

小牧3号井ポンプ室の床、軒裏、軒及び屋根上の仕上材において石綿分析を行い、石綿含有の有無を判断する。

なお、分析方法は JISA1481-1 とし、検体数は各箇所3検体の計12検体の分析を行う。詳細な採取場所については打合せにより決定する。

3) 基本条件の確認

四日市市上水道事業第三期水道施設整備変更認可と整合性を図り、以下の能力を満足すること。

○日最大水量	27,240 (m ³ /日)
小牧1号井	6,000 (m ³ /日)
小牧3号井	1,440 (m ³ /日)
神田取水場	8,400 (m ³ /日)
長深取水場	5,400 (m ³ /日)
中上取水場	6,000 (m ³ /日)

4) 配置計画の検討

添付図及び既施設全般を確認のうえ維持管理及び保守点検方法も考慮した配置とする。

既設設備の移設が必要である場合は移設設計も行うこと。

本仕様書ではφ600 深さ 15.5mの取水井を1井新設する内容とするが、別途提示する資料（地下水調査結果）に基づき取水井の内径、深さ、配置を決定すること。

また、将来機器・装置更新時の起重機など車両作業スペースも十分考慮し、仮設計画も検討すること。

測量を実施するにあたり測量法に基づき適切な人員配置等を行い、書面にて資格所有者届け出ること。

また、測量業務を再委託にて実施する場合は再委託届を提出すること。

5) 水理計算の検討

別途提示する資料（導水管プロフィール）に基づき、各取水井～小牧水源地全体の水理検討により、当小牧3号井の既設ポンプが能力を満足していることを確認し、全取水場が問題なく運用できる計画とする。

6) 施工方法の検討

更新工事が無理なく施工できる工程、工法を提案すること。

また、工程を検討するにおいては関係官公庁等との協議も工程表に示すこと。

7) 詳細設計図書の作成

- ① 数量計算書
- ② 見積・単価比較表
- ③ 設計書
- ④ 特記仕様書
- ⑤ 図面

8) 審査

業務に係る各種構造、機能の計算及び、設計図書、数量計算書等の審査

第5条 成果品

本設計における成果品は、取水施設発注に必要となる設計図書及びその仕様決定に伴う検討（計算）書等及び原図・原稿で、以下のとおりとする。

- 1) 検討（計算）書
- 2) 調査資料（写真含む）
- 3) 詳細設計図書（見積書含む）

4) 測量図

5) 議事録

6) 電子保存データ

設計図面データ形式は AutoCAD. DWG 及び JWCAD 形式 2 種、文書データはワードまたはエクセルデータとする。

また、一括印刷用 PDF データも保存する。

7) 行政情報開示用電子保存データ

6) 電子保存データから個人情報、法人情報等受注者として開示できない情報を除いた一括印刷用 PDF データとする。

印刷物は各 3 部 (A 4 ファイル綴じ)、電子保存データは 6) 7) 同じメディアに保存して 1 部 (メディアは CD-R 又は DVD-R) とする。

以上

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。